

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096) 214-7101
FAX(096) 214-7102

ヒントヒント

猫はんこ 大阪の岡田商会の運営するはんこのネットショップ「ハンコズ」は、一般的なはんこの他に、ユニークなオリジナルはんこを販売する。印画には、72種類の猫や133種類の犬などの動物、花、楽器、仏像などのイラストが彫られ、種類も豊富、宅配の受け取りや銀行印としても使える。従来のはんこのイメージを一変させる。はんこの製造卸創業20年後の時、二代目の岡山耕二郎氏がオリジナル企画でネット通販を立ち上げた。積極的な二代目がヒットさせているのが、誕生日ごとの花個紋「366日の花ずかん」花個紋の意味を記載したカード付。その他、はんこのイメージを覆す商品を続々開発。商業界（橋長初代）所載。

税務 ミニガイド

国税庁ではインターネット上に国税庁法人番号公表サイトを開設して、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号、の基本三情報を見ています。

また、基本三情報に基づく検索機能や二次利用可能な形式による電子的情報の提供も行われています。



ヒントヒント



文書回答手続き

□事前照会に対する文書回答制度

納税者は、申告期限等の前に具体的な取引等に係る税務上の取扱いに関して、国税庁に対して、事前照会（文書による回答を求める旨の申出）をすることができます。

この制度は、納税者からの事前照会に対して、国税庁が、一定の要件の下に文書により回答するとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立てるため、その照会及び回答の内容等を公表するものです。

□対象となる事前照会の範囲

事前照会者が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものについての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもので、次の(1)及び(2)に該当するものが対象となります。

(1) 取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること

(2) 次の点に同意すること

①審査に必要な資料の提出

②照会内容及び回答内容の公表（関係者の同意を得ることを含む）

③照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、事前照会者の責任において、関係者間で解決

なお、事前照会者から申出がない限り、事前照会者名は公表されません。

□文書回答手続の対象とならないもの

次に掲げるものについては、文書回答手続の対象にはなりません。

- (1) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- (2) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許等又は酒類行政に関係するもの

話のタメ

○木馬に乗って、ゆっくりした回転を楽しむメリーゴーランド。例えば、半径10mのメリーゴーランドでは、通常、1回転するのに17秒ほどかかる。これを倍のスピード8.5秒にしたとすると、遠心力は、回転数の2乗で4倍に増える。これでは、外側にいる人は、たまらず飛ばされてしまう。物足りないかもしれないが、優雅なスピードには理由があるのです。



- (3) 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの（例えば、法人税法上の役員の過大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど）
- (4) 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- (5) 提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの

□文書回答

文書回答が行われるかどうかについては、国税局等の審査の結果によりますので、文書回答の対象とならない場合もあります。事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答は行われません。

文書回答については、照会文書に記載された事前照会者の見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません。」又は「貴見のとおり取り扱われるとは限りません。」という形式で行われれます。

□文書回答の公表

文書回答が行われる場合には、照会内容及び回答内容が、原則として回答後2か月以内に公表されることになります。

中小企業等経営強化法と 税制措置における優先採択

中小企業や個人事業主にとって、設備投資を行い生産性を高めたいとする考え方は当然のことです。これを税制面から支援する二つの措置と、これらの措置の適用を受けるために必要な「中小企業等経営強化法」の認定、について整理してみます。

(1)中小企業等経営強化法とは 平成28年7月1日

日に施行された法律で、中小企業・小規模事業者等の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、取組を支援するための措置等が規定されています。この規定にともない「経営力向上計画」の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

(2)中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～31年3月31日)

中小企業者等が上記(1)の強化法を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新

規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができる制度です。なお、対象設備は、ア機械装置、イ建物附属設備、ウ工具(測定・検査工具)、エ器具備品などですが取得価額70万円以上の一定のソフトウェアも含まれます。

(3)固定資産税の特例(平成29年4月1日～31年3月31日)

月31日 中小企業者等が上記(1)の強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間2分の1に軽減されます。この特例は赤字法人の支援策として有効とされています。

(4)その他 中小企業等経営強化法の認定がなくても利用できる税制(平成31年3月31日まで)として次の二つの税制があります。
①中小企業投資促進税制 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%特別償却または7%の税額控除が選択適用できます。
②商業・サービス業・農林水産業活性化税制 商業・サービス業等を営む中小企業者等が経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合も①と同様です。

ナマの税務相談室

Q 昨年譲渡した土地・建物の申告でご指導を仰ぎたく伺いました。

A お久しぶりですね。では伺いましょう。

Q 先日、友人の甲さんから自分の申告が間違っていないだろうかと相談を受け、いろいろ事実関係を教えて貰いました。

甲さんは5年前夫と死別してK区の土地を相続しました。自分も高齢なので大手不動産会社から勧められるままに約1億2千万円で譲渡したのです。

A なるほど。申告はどのようになされたのですか。

Q 甲さんによると今年の土地譲渡申告で思わぬ大きな税金を払ったこと。更に聞いてみると、相続による土地だから取得価額は譲渡価額の5%の金額で税務申告したこと。など話されました。

申告について、専門的な観点から教わりたい

ウッカリミスの 更正の請求

と思い、伺いました。

A ご存知のように、譲渡所得のポイントは譲渡価額と取得費及び取得時期ですよね。今回の相続

による取得の場合は、故人が何時、如何なる価格で取得したかがポイントです。その判定は、売買契約書や土地の謄本を見れば分かります。相続代々の引継ぎで取得時等が不明の場合は概算取得費5%で申告するわけですが、もし判別して、それ以上の場合は取得時期、取得価額の引継ぎが認められていますので、その数字を基に計算いたします。

Q 実は3千万円で昭和の40年代に購入していたことの売買契約書が見つかったのです。

A それでは更正の請求と言って、税金の過払いの精算請求を行う必要があります。有難うございました。早速書類をいろいろと纏めて近々お伺いいたします。

ナマの税務相談室

障害者該当判定と 自治体の認定取組み

障害者とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの」と所得税法に規定されており、政令には、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」、「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」という要件的規定が置かれ、その他その要件の充足の判定を得ている者として特定の機関や専門家による判定を受けている者、手帳等交付されている者などが規定されています。

法令の趣旨からすると、障害者に該当するとされる必要要件を充足しているかの判定は自己判定が原則です。

法令の構成からすると、特定の機関や特定の医師による認定の判定を受けている者、身体障害者手帳等の交付を受けている者は第三者性を備えた判定があるものとして、判定の十分条件を備えているとの扱いをしています。

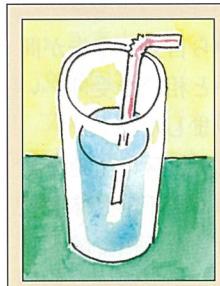
高齢化社会になり、介護の必要や認知症の家族の存在が社会の普遍的な事象となっています。老年者の場合は、若年者と異なり、障害者としての必要条件は満たしていたとしても、必ずしも公的支援を得ることや第三者判定を得ることに積極的でない人が沢山います。そういう場合の障害者該当の判定は自己判定に拠ることになります。また、介護保険適用で、要支援や要

介護の等級認定を受けていると、それが身体障害者手帳などの等級認定と同じと誤解する人も沢山います。

要件充足について自己判定をするとなると、事実の把握と法的知識の存在が前提となるので、必ずしも社会的な統一性が確保しにくいということもあり、最近は、多くの自治体が積極的に「障害者控除対象者認定書」を発行することにしています。依頼すると、把握している限り過去に遡及して発行してくれます。

税務署も、地元自治体の発行する対象者認定書の内容を是としているようであり、過去の年分についても、更正の請求を受け付けています。ただし、その対象者認定書の認定基準が自治体によりバラバラだとの指摘がなされてもいます。高齢化社会に遭遇し、社会全体が試行錯誤している段階なのかもしれません。

俺と同じくらい力があるやつがいても、
そいつには負けないよ。



(元大リーガー ピート・ローズ)

6月の税務メモ

- (国 税)

- 5月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 所得税の予定納税額の通知（税務署長より）
 - 4月決算法人の確定申告
 - 10月決算法人の中間（予定）申告

—(地方税)—

- | | |
|------|---|
| 11日 | ○5月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | |
| 7月2日 | ○4月決算法人の確定申告
○10月決算法人の中間(予定)申告
○個人住民税の普通徴収第1期分納付
(条例による) |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。